

平成25年白老町議会定例会1月会議会議録（第1号）

平成25年 1月 7日（月曜日）

開 会 午後 4時00分

開 議 午後 4時00分

散 会 午後 5時07分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（平成24年度白老町一般会計補正予算（第8号））
- 第 6 議案第 2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について
- 第 7 議案第 1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第9号）
- 第 8 承認第 1号 議員の派遣承認について

○会議に付した事件

会期の決定について

- 報告第 1号 専決処分の報告について（平成24年度白老町一般会計補正予算（第8号））
- 議案第 2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について
- 議案第 1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第9号）
- 承認第 1号 議員の派遣承認について

○出席議員（14名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 氏 家 裕 治 君 | 2番 吉 田 和 子 君 |
| 3番 斎 藤 征 信 君 | 4番 大 淵 紀 夫 君 |
| 5番 松 田 謙 吾 君 | 6番 坂 下 利 明 君 |
| 7番 西 田 ・ 子 君 | 8番 広 地 紀 彰 君 |
| 9番 吉 谷 一 孝 君 | 10番 小 西 秀 延 君 |
| 11番 山 田 和 子 君 | 12番 本 間 広 朗 君 |
| 13番 前 田 博 之 君 | 15番 山 本 浩 平 君 |

○欠席議員（1名）

- 14番 及 川 保 君

○会議録署名議員

7番 西田・子君
9番 吉谷一孝君

8番 広地紀彰君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君				
副町	長	白崎浩司君				
教	育	長	古俣博之君			
総務	財	政	部	長	岩城達己君	
総	務	課	長	本間勝治君		
財	政	税	務	課	長	安達義孝君
企	画	振	興	部	長	大黒克己君
企	画	政	策	課	長	高橋裕明君
生	活	福	祉	部	長	須田健一君
都	市	整	備	部	長	高畠章君
教	育	部	長	辻昌秀君		
消	防	長	前田登志和君			

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	岡村幸男君
書	記	小山内	恵君	

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから平成 25 年白老町議会定例会を開会いたします。

（午後 4 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 102 条の規定により、議長において、7 番、西田・子議員、8 番、広地紀彰議員、9 番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の本会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本日、町長の招集により平成 25 年白老町議会定例会が開会されました。白老町議会は通年議会を導入しておりますので、平成 25 年の定例会の会期は本日から明年の 1 月 5 日までの 364 日間としたところであります。

次に、平成 25 年定例会 1 月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、平成 24 年度一般会計補正予算 1 件、条例の制定 1 件、専決処分報告 1 件の合わせて議案 3 件であります。岩城総務財政部長からその概要についての説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、議会関係としては議員の派遣承認が予定されております。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がございました。

委員会報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎会期の決定

○議長（山本浩平君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から明年1月5日までの364日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から明年1月5日までの364日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 皆様、新年明けましておめでとうございます。ことしもどうぞよろしくお願いいたします。

平成25年白老町議会定例会1月会議の開会に当たり行政報告を申し上げます。

バイオマス燃料化施設の火災事故についてであります。火災の発生状況であります。1月6日午前9時25分ごろ、乾燥棟内にあるチップダストを乾燥するための乾燥機の出口付近より煙がくすぶっているのを従業員が発見し、直ちに消火作業を開始するとともに消防へ通報し、11時25分に鎮圧をしましたが、乾燥機内部及び集じん機内部のバグフィルターの一部が焼損したところであります。火災の発生原因及び損害状況につきましては現在調査中ではありますが、このような事故を起こしたことについて心からお詫びを申し上げ、今後このような事故がないよう安全対策に努めてまいります。

また、この事故に伴う固形燃料の生産につきましては一部影響が出るものと思われませんが、ごみの受け入れ及び処理につきましては支障なく平常どおり行われているところであります。

なお、本1月会議には、議案2件、報告1件を提案申し上げておりますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 報1-1になります。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成25年1月7日提出。白老町長。

次のページです。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成24年12月21日専決。白老町長。

平成24年度白老町一般会計補正予算（第8号）。

平成24年度白老町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,799万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、4ページ、5ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正。

1、歳入、2、歳出につきましては、記載のとおりですので説明を省略いたします。

次のページ、事項別明細書につきましては担当課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうの8ページ、9ページをお開きください。2、歳出。9款消防費、1項4目災害対策費、災害対策経費90万円の補正でございます。12月6日にあった暴風災害、最大瞬間風速29.8メートル。これは室蘭観測気象台では最大だったという内容でございます。これに対応しました経費でございます。職員手当は従事した職員の時間外14名分、需要費につきましては消耗品、ブルーシート等でございます。また、食糧費については避難者5名の弁当代でございます。13節の委託料につきましては、業者に委託した障害物の除去、建築物の被害対応でございます。建築被害は21件、土木被害が16件でございます。この財源は全額一般財源でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の6ページ、7ページをお開きください。1、歳入。19款繰入金、1項12目財政調整基金繰入金90万円の計上でございます。今回の補正によりまして財政調整基金残高8,894万5,000円でしたが、今回の90万円を支出したことによって残が8,804万5,000円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について。

白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年1月7日提出。白老町長。

新たな条例の制定でございますので、全文を朗読させていただきます。

白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例。

（設置）

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する公共用の施設の整備またはその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

次のページでございます。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第5条 基金は、法第9条第2項に規定する公共用の施設の整備またはその他の生活環境の改

善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業であって、かつ、規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。

白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象となる事業のうち、継続的な事業に要する経費の財源に充てるべく、当該調整交付金を財源とした基金を設置するため、本条例を制定するものである。

補足で説明をさせていただきます。本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用につきましては、当初予算でスクールバス2台を購入する財源としていたところでございますが、経費削減のためスクールバスを1台とする減額の補正予算を昨年の12月会議に上程しご承認を得たところでございます。そこで、残りの交付金をどのように活用するかということでございます。これまで当該交付金は道路や駅北広場の整備、またはパソコンの整備など主にハード整備に活用されてきております。しかし、根拠法令であります防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第9条第2項におきまして、ハードのみならずソフト事業に要する財源として活用することができることから、今後の財政運営を考慮し、経常的な経費にも活用できるようにする考えのもと、今年度は既に経常的な経費は執行していることから、基金を設置し、その残額を積み立て、来年度の経常経費に活用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 13番、前田です。

今、補足の説明がありまして、内容的にはわかりましたけど、さきの12月の議会で1,000万円の補正を上げましたけど、このときになぜ具体的な説明がなくて、そして正月の7日。この議案の送付も年末年始になってからの送付で一切精読して担当に聞くということもできない。それでこういう基金条例の新規の制定ということは、唐突なこういう条例の制定を上げるということは、まず一点、どうなのかということ。この12月に補正した中で、なぜきょうの説明なのか。そのときに十分にこういうことは予期されたはずなのだけでも、なぜこういうような財政運営的なことになったのか。その経緯についてまず伺います。

それと、今ソフト面で使えるとこういう言い方をしていましたけれども、この特定目的基金、

この議案にも地方自治法の 241 条 1 項に基づいてと言っていますが、この部分は理解して質問しますが、本来事業名で基金積むはずだと思うのです。スクールバスを購入する事業とか。それをこの交付金に該当するこういう名称で基金に積むということについては、是非論ではなくて、その理由と、なぜ本来的に私は固有的なこういう事業をしたいのだと、白老町で。だから、この交付金を使うのだとそういう具体的な事業名が上がらず、ただ交付金事業基金の条例を制定してしまったという部分についての考え方について伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） まず 12 月会議におきまして、今回この 1,000 万円の部分を減額補正させていただきました。その段階では理由として削減ということもございまして、何とか 1 台でできないかということでもずっと検討を続けてまいりました。そういった中で、最終的に 1 台でできるという判断のもとに減額させていただきました。先ほど今回の理由にも申し上げたとおり、それでは残りの基金をどうするかというところでございました。その財源の使い道だったのですが、どういう使い道をするかという部分では、まずは新たな事業に充てると。新たな事業というのは例えば道路事業であったり、公園であったりというふうなハードの部分というものと、それから、新規事業でソフト事業にあてるということを検討されております。またもう 1 つは、今回提案させていただきました基金条例を制定して基金に積み立てをします。この 3 つを検討してきました。それで、12 月の段階では、実は新たな事業がさらに今後新たにまた検討されて出てくる、あるいは来年度の事業を前倒しでできないかという部分も含めて検討をしてきたところでございますが、やはり今後の財政運営等も考慮したところ、毎年 2,500 万円とか 600 万円ぐらいの交付金、これをどのように使うのかということで、これまでは主にハードを使ってきたのですが、やはり経常費にも充てられるような形で少しでも経常費の財源を確保するというようなことを考えられないかという考えに基づきまして、全てを経常費というわけではございませんが、今回の交付金の一部を経常費に今後充てていきたいという考えのもとで、今回基金条例の提案をさせていただいたというところでございます。

それで、目的としましては、こういう事業基金、例えば今前田議員がおっしゃったように、何かを買うだとか、そういった部分で積み立てるとということももちろんそういう基金の使い方というのはあるかと思うのですが、今回ソフト事業にも使えるという部分では、逆にまずは今回積み立てて、来年度のいわゆる経常費のこういった部分に充てるかという部分については、今後の予算編成もございましてその中では明らかにして、新年度予算の段階でこの財源をどのような形で充てるのかという説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 若干、答弁も理解しかねるところありますけど、それはいいです。

もう 1 つです。そうしたら、基金を使ったときに設定の期間があるのかどうか。ただダラダラと継続されてこの基金名がそのまま予算上で載っていくのかどうか。その辺の制約があるかどうかということと、今部長のほうでこの交付金の事業はソフトにも使えると言っていますが、この基金条例の中の法律 9 条の第 2 項を見ると政令で決めているのです。それでこの

中に結構な事業ありますけれども、主な事業はどのようなものであって、これがどういう形でソフト事業も使えるということがどこで運用規定されているのかを伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） まず1点目は私のほうから、2点目につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず基金の制約といいますか、期限的な部分、こういったものがあるのかということですが、これについては特にございません。ただ、今町で考えているのは、やはり特に必要なものが出てきた場合には、そちらのほうに重点的に充てるということも可能であります、ただ、やはり毎年決まったお金が交付されるわけですから、これにつきましては毎年同じような額を充当して、少しでも年度ごとに余りばらつきがないような形で運用をしていきたいというふうには考えております。ただ、何か特別必要なものが発生したとかそういった場合につきましては、この基金も含めて全額充当ということも考えられる場合があるというふうに認識してございます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） この基金をつくった後の事業の具体的な使用の用途ですけれども、ここにも書いてありますように政令で定められております、具体的には。政令の14条になるのですけれども、そこにはハード整備とソフト事業ということで、今回考えられているのはソフト事業ということですので、例えば防災に関する事業ですとか、住民の生活の安全に関する事業、通信に関する事業、教育・スポーツに関する事業、医療、福祉、環境、産業などという項目がございますので、幅広い事業に充てられるということでございます。

今回の議案説明でもございましたが、基金を積むことによって翌年度に継続的に使えるということですので、今までは当該年度の事業採択を受けて夏以降ですとかそういう事業開始になったのですが、基金を積むことによって4月から実施される運営経費に充当できるということで、この基金を活用していくという趣旨でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 従前の交付金も道路に充てて、その年度、年度で整理してましたよね。今の課長の答弁を聞くと、かなり柔軟性があって町村に委ねられて、それを使わなくても次の年に繰り越しできるように解釈されていますけれども、それだけの弾力的な運用が地方自治体でできるのかどうかということです。ということは、バスが1,000万円浮いたからとして基金に積んでいって、本来ならば戻入とか精算あると思うのですけれども、交付金の性格もそうだと思うけど、その辺をはっきりしておかないと今後また変わりますという話になったら大変なことになりますので、それが本当に間違いなのかどうか。それは防衛省のほうとちゃんと何らかの形で通達か何かが入って整理されているのかどうか。その辺を伺うことと、部長のほうから毎年同じ額とこう言いましたけど、これは誤解されないように言っておきますけれども、法律では予算の範囲においてと言っているのです。決まった額ではないと思いますけれども。その辺をちゃんと説明しておかないと誤解されると思うのですけど。その2点を伺

って終わります。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） ただいま前田議員がおっしゃったとおりなのですが、基本的にこの事業の事業決定につきましては防衛局と事業採択を受けなければなりませんので、今回の1,000万円につきましても防衛局と調整した後に決定されるということでございます。

毎年2,500万円から2,700万円程度の交付金があるわけですが、その都度防衛局と事業調整をして決定された額ということで続けていくという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） ちょっと補足をさせていただきます。確かに今前田委員おっしゃったとおり、この交付金につきましては予算の範囲内ということでございますので、必ずしも2,500万円、何がしかの金額が必ず交付されるということではないということはここで申し上げたいと思います。ただ、例年、これまで同じ、似たような額が来ておりますので、今後もある程度期待を込めてこのような額で毎年財政運用できたらというふうなことで答弁申し上げたところでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ちょっと聞きたかったのは、1つは、要するに基金に積んだものは、うんとやさしく言えば何に使ってもいいということですよ。経常経費に使ってもいいということは何に使ってもいいというような判断で、面倒くさいことは抜きに何に使ってもいいのですかということ。まず1つ。

それと、今まで私も、今同僚議員が質問したように、今までは執行が終わった後に残の整理をきちんと、例えば駅北地区の問題なんかも整理していたような記憶なのです。今のお話ですと、例えば2,000万円でも2,500万円でも幾らでもいいのだけど、こういうもので事業を組み立てました、これだけ余りました。余った分については基金に積みますということが、簡単にできるという表現はちょっと悪いかもしれないけど、そういう操作という言葉もちょっとまずいかもしれないけど、そういうことができるというふうになってしまうのではないかと思うのです。整理しなくて、そこは予算執行で使わなかったということになればそうなります。例えば駅北の場合は最後ちゃんと整理していたような記憶。なぜそのときは、例えばこういうふうに基金に積むということがなぜできないのか。そこら辺がよくわからないのです。だから、そこは使わなかったものがそれでいいということであれば、例えば2,500万円なら2,500万円の事業計画を組んで、1,000万円使ったから1,500万円は来年度使いますとできるというふうになってしまうのではないかなと思うのだけど、そこら辺どういう考え方なのか。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） まず1点目の経常経費、今回基金に積むと。そういう中で何に使ってもいいのかということでございますが、この件につきましてはそうはならないのです。あくまでも、先ほど課長が答弁したとおり、ある程度項目が定められております。その中でもやはり防衛局のほうと協議をさせていただいた中で事業採択といいますか、事業を決定してい

きますので、逆に何でもかんでもいいのかということにはなっておりません。あくまでも施行令にある項目の中でもやはり防衛局のほうではこういった部分はいいいけど、ここまではいいけど、ここまではだめみたいなところがございまして、その辺については防衛局とやりとりをしながら事業選択をしていくということになります。

それから、今までの駅北でも最終的に整理してきたという部分でございまして、これにつきましては、私の記憶でも最終的に額が確定するわけです。そうなることによって、今までいわゆる単費分も町の単独分も上乘せした上で事業を組んでいて、確定したらその部分で最終的には整理はしますが、交付金自体を減額とかではなくて、交付決定を受けた額につきましてはすべて充当していたと。交付金は全部使っていたということとございまして、その部分では交付金を余すとかそういうことは今まではなかったというふうに記憶してございまして、今回につきましては、あくまでも余ったというか、当初予定した部分が、額が出てきましたので、それについての使い道をどうするかという部分でそれも北海道防衛局のほうと協議をさせていただいた中で、そういった基金に積むことも可能だというようなことも提案されたところでありまして、そういった部分で今回その手法を選択させていただいたということとございまして。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。メニューがあって、そのメニューがないとだめだというのはわかりました。それで、経常経費に使ってもいいというのは、経常経費に使ってもいいけど、その中にもメニューがありますとそういうことですか。そういうことだったらわかるのです。

それともう1つ。それでは、こういう基金を新たにつくらない限りだめだと。要するに一般基金に積むということはできないと。それはなぜかという、メニューがあって、そのメニューに沿って使わなくてはいけないから、この基金でなかったらだめだとそういう意味で基金条例をつくるということなのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） 今大淵議員のおっしゃったとおり目的をはっきりして、防衛局としてもその用途をはっきり管理しておりますので、こういう単独の基金を設けなければならないということとございまして。それから、先ほどの部長の事業の項目の補足なのですが、ハードでもソフトでも共通しているのは、国がやる事業ですが、国から補助を受けた事業、そういうものに合算して充当はできないというようなことがございまして。要するに町が単独でやる事業に対する交付金を入れるというのはオーケーですけど。あと、ソフト事業についてもハード、何かを建設するときの建設委託だとか請負はいいんですけど、ソフト事業に対する委託ですとか、例えば燃料費ですとか、そういうものには充当できないとかちょっと細かい項目がございまして。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 済みません、ちょっと説明不足の部分で説明をさせていただきたいと思いますが、この交付金の申請につきましては、一次申請と二次申請というのがござ

いまして、予算上は二次分も含めた形で当初予算を組んでございます。そういった中におきまして、その約半分程度一次申請を行ってまずは交付決定がされると。その二次申請を行って、それで最終的に額が確定するということになってございます。それで、先ほどちょっと駅北のご説明をさせていただきましたが、すべて駅北に使った年もあるのですが、やはり若干残った部分というのもあるようで、その部分についてはほかの事業に充当して、それももちろん北海道防衛局のほうと協議をさせていただいた上でほかの事業に充てて、それで最終的には全部交付決定額のとおり町のほうで使わせていただいたというような状況で、余ったという部分はあるのかもしれませんが、それにつきましては全て使っていたというようなことでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。この趣旨はわかりました。ただ、私わからないというか理解できないのは、今の白老のまちの財政事情、財源不足、貯金ゼロだとかうっています。一方で貯金1,000万円積んでおくなんてこんなばかげた話あるのかなと先ほどから思っていたのです。先ほどからの2人の質問でわかったのだけど、そういう思いをまず1つしたこと。

それから、バス2台の予定を1台にしたと。それでは、この予定は何だったのだと。2台使うという予定です。当初から1台にすればよかったのではないですか。そうすればこんな基金に使わなくて別な予算に転用もできただろうし。この辺が私は問題だと思うのです。

それから、もう1つ。このバスだって考えてみたら1台買えば1台古いのを使うから間に合うのだとかういう発想なのだけれども、買うのだったら2台買って1台の中古は下取りにでもやったらどうだったのですか。そうすれば、バスは新しくなったわけでしょう、2台。考え方はたくさんあるのだけど。ですから、私がどうも納得できないのは、今こういう財源不足でお金がない、お金がないと。役場の職員、幹部全てです。何かすればお金がない。これが口癖です。我々もそういうふうになってきました、最近。お金がないのだと。そうしたら一方では、この年初めに貯金1,000万円するなんて、詳しくわからない、この場にいない方々は何てばかげた話なのだと思うのです。私はです。ですから、使い道が、財源不足が生じてどうのこうのと言うけれども、なぜ1,000万円も余すような組み立てをするのか。ここのところが私は大変問題だと思うのです。町民にきちんと説明できるのですか、この貯金のやり方。どうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 今のご質問でございますが、1,000万円を余してしまったということで考えれば確かにそのとおりなのかもしれないですけど、逆に考えていただければ、逆に1,000万円を無理に支出しないで来年につながるような形の財源を確保したということでご理解いただければなというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 辻教育部長。

○教育部長（辻 昌秀君） 当初に組んだバス2台、その関連でのご質問等も出ておりました。一応バス2台を1台にするという経過については12月議会の中でもご説明しておりますけれども、具体的な路線、またはそういう部分がまだまだ固まらない中での当初予算の計上という

ことをごさいました。そういう部分では既存のバスを活用する中で1台の新規購入でやっていると、そういうことで先日説明させていただいたところをごさいます。ご質問の中に中古下取りというお話もごさいましたけれども、既存のバスについても防衛省の補助金が入って以前購入したそういう経過のある中で、補助金のあったものについての中古下取りとか、基本的にはそういうようなことにはなかなかならないと。また、まだ使えるという部分での位置づけの中で既存のものも組み合わせた中で、既存の部分を入れて2台でいけるとそういうことで見直しをしたと、そういう経過でごさいます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私の言っていることもあれかもしれないし、言っていることもわかるのです。私が言いたいのは、財源不足だと今大騒ぎしています、町民も。今除雪もかかるのです。また除雪に補正予算つけるのでしょうか、雪降ったら。そうしたら、こういうお金何にでも使えるのだったら除雪にだって充てられないのですか。何もわざわざこんな基金つくることないでしょう。今積んでいる基金だってもうみんな金何もないでしょう、下ろして。それに、こんなに金のないときにこんな基金を新たにづくらなければならないのですか。ここが私は不思議でどうにもならないのです。そして、何にでも使えるのだったら除雪費にだって使えるでしょうと言いたいのです。使えないのですか、それには。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 今のご質問でごさいます。先ほどご質問に対して説明不足がありましたので若干説明をさせていただきたいと思いますが、今回のこの交付金の活用に関しましてはあくまでも新規事業というところがごさいます、それを今これから見出す部分ができるかどうかという部分で検討させていただいた中で、なかなかそういった新たなハード事業等は難しいだろうということで、それが一つの判断として、今回、基金条例を制定させていただいたわけでごさいます。

それで、経常費につきましても同様でごさいます、あくまでもこれから違うもの、ソフト事業でも新たなものを展開する部分に活用できるのであればよろしいのですが、既にもう執行しているものを財源振りかえとかそういう形にはできないという交付金でごさいますので、今回このような形を取らせていただいたということでごさいます。

また、今除雪のお話ごさいました。除雪につきましても、これにつきましてはソフト事業ということで充てられないのかということで北海道防衛局のほうにもご相談させていただきましたが、除雪につきましては充当できないという回答をいただきましたので、このような内容になってごさいますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対1、賛成12。反対、5番、松田謙吾議員でございます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第9号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第9号）。

平成24年度白老町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億9,799万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年1月7日提出。白老町長。

次のページです。第1表 歳入歳出予算補正。

1、歳入、2、歳出については記載のとおりですので説明を省略いたします。

事項別明細書については担当課長から説明申し上げます。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出のから説明申し上げます。6ページ、7ページでございます。2、歳出。14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金1,000万円の計上でございます。特定防衛施設周辺整備交付金事業基金積立金の積み増し分でございます。ただいま議決いただいた基金条例に基づく1,000万円を積み立てるものでございます。本年度の交付額2,705万4,000円のうち1,705万4,000円がもう執行済みでございますので、残り1,000万円を積み立ていたします。財源については国庫支出金でございます。

歳入のほうは、今特定財源でご説明申し上げましたので説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 5ページ、調整交付金の関係でお聞きます。基金条例の制定の中で議論ありましたけれども、先ほど同僚議員からの質問もあってバス2台を1台にしたと。これはもう当初予算で計上していますので明らかに計画の甘さであったと私は思いますが、その辺の部分の予算の執行ミスだと私は思いますけど、その辺をまず一点伺うこと。

それと、ソフトに使える。政令を見ると11項目あって、この中にありますから後で担当課長のほうにいろいろなその項目を言ってほしいのですが、その中の一つに産業の振興に寄与する事業とあります。今白老町は非常に閉塞感に陥っています。そのためにも、先ほど同僚議員も言ったけど、なぜ12月に予算を通したときに、この新年のときにこの1,000万円をそういう形で、まちの活性化が少しでも見えるような、希望が見えるような予算をつくれなかったのか。仮に新規でなければ当然これは財源振りかえになるはずなのです。なぜそういうことを考えられなかったのか。まして、今24年度の予算が決算はどうなるかと言われているときです。そういう部分に新規であるけれども、新たな事業とした形の中のこれから事業する中身の財源振りかえに使って、少しでも24年度の決算で剰余金を出して25年度に繰り越すこととかそういうことを考えられなかったのかどうか。その2点を伺います。

○議長（山本浩平君） 辻教育部長。

○教育部長（辻 昌秀君） バスの台数、また購入額について当初予算でその時点で整理できなかったのかというご質問でございますけれども、当初予算のまとまる時期というのは最終的には1月末ということでございます。その時点ではこの統合の準備委員会等の中でバスの路線、停留所については議論がちょっとまだ残っていた部分もあったと。そういうことで実際は新年度に入って、今年度に入ってその部分が確定したとそういうようなことでなっておりますので、その点はそういうことでご理解いただきたいと思えます。

あと金額的な部分では、最終的な入札等がやはり年度後半のほうの中で最終的な執行になったということで、12月で整理させていただいてございます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） メニューの事業内容についてでございますけれども、ただいま前田議員がおっしゃいましたとおり、例えば産業の振興とかという項目もございます。先ほど私から申し上げたように項目はたくさんございますけれども、先ほどもちょっと説明申し上げたとおり町が行う単独事業ということが制約としてありまして、例えば産業に対して補助するとか助成するとかそういうようなソフト事業には使えないということ。補助とか助成という対象についてできないということと、会計検査が当然ついて回りますので、その対応によって防衛局との調整がいろいろ細目について発生してきているというところでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 補足させていただきますが、先ほど前田議員のほうから財源

振りかえもできるのではないかというお話もございましたが、これにつきましてもあくまでも新たな事業という設定がございますので財源振りかえはできなかったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） バスの関係は今部長から説明がありましたけど、新年度予算で云々と言うけど、12月で補正しなくてもそれ以前にちゃんと整理できたでしょうという話です。そうすれば今の1,000万円ももっと有効に使えた話でしょうということの質問です。

それと、課長に言ったのだけど、政令で言っている11項目ちゃんと上げてください。議員はこういう項目があるかわからないのです。ただ一つずつ場面、場面でものを言っても。だから、こういうもの、こういうものとちゃんと行ってください。そうすると皆さんもこういうものに使えるのかどうなのかと考えられるのです。それを聞いているのです。私これを持っていますけど、私から言うべきではないと思っていますから。

それと私は、財源振りかえ云々もそうだけど、この3カ月の間に新たな事業を起こして、まちおこしとか町民にもう少し希望を持てるような、1,000万円なら1,000万円を使った10項目ありますけれども、その中の事業はできなかったのですかと言っているのです。この1カ月間でも議論をして。通年議会ですから、きょうの議会にもこういう事業をやりたいのだと。そうしたら、報道もありますけど、白老町はこういう事業が新年早々始まるのだと町民は希望を持ちます。そういうことができなかつたかということです。今答弁聞いたら、みんなできない、できないという理由づけの答弁です。私そういうことを言っているのです。否定的なことを言っているのではないのです。せつかく余った金であれば前向きに使えないのかと言っているのです。僕の質問の仕方が悪いからどうも否定的に考えるけどそうではないのです。肯定的にもっとできないのかと言っているのです。今聞いたらみんなできない、できないです、理由は。そうではなくて、なぜ、やれなかつたのかということと言っているのです。そういう議論されませんでしたか。この3点伺います。

○議長（山本浩平君） 辻教育部長。

○教育部長（辻 昌秀君） 年度途中、早めの整理ができなかつたかという部分ですけれども、バス2台を1台にしていけると、そういう見通しが立ってきたのが一応9月ぐらいの時点だったかと思います。ただ、見込みで落としても最終的にはまた入札差金等出てきますので、最終的な執行の中で不用額等を確定させたいという考え方で、今回12月で整理させていただいたということでございます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画政策課長。

○企画政策課長（高橋裕明君） 定められている項目は政令の14条第2項でございますので、そこに11号ございます。そこを読み上げさせていただきます。

法第9条第2項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、または補助するものは除く。）とする。

1号、防災に関する事業。2号、住民の生活の安全に関する事業。3号、通信に関する事業。

4号、教育スポーツ及び文化に関する事業。5号、医療に関する事業。6号、福祉に関する事業。7号、環境衛生に関する事業。8号、産業の振興に寄与する事業。9号、交通に関する事業。10号、良好な景観の形成に関する事業。11号、前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善または開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるものということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 町長、知っていると思いますけど、これだけの項目あるのです。ソフトだろうとハードだろうと。もう少し内部でいろいろなことを、これを踏まえて各課にどういう事業がしたいか、ないかと言えば、金がないと担当が押さえているのですから。こういう部分でこういう事業があるけれども、先ほど答弁あるように防衛省の制限もあるけどどうだと。そういう事業のメニューを各課が集めてやるぐらいのものをやっていかないと25年度以降になって、これから事業の予算査定がありますけど本当に厳しいと思います。もっと有益にお金を使うことを考えてください、町民のために。

もう1つは、不用額の話はしていないのです。今聞いたら9月のときにもう方向性出ています、2台が1台と。そうすれば、教育に関しても教育・スポーツ及び文化に関する事業ができるのです。この防衛省の関係で。そうしたら、9月にある程度整理ついていたら、逆に12月でも今でも教育委員会としてこういう事業がやりたいのだという話だってできるでしょう。私は、なぜ、そういうことをやれないのかということを行っているのです。本当に。その2点です。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 前田議員のご指摘でございます。この案件が出てきた段階におきましてさまざまな活用方法、検討をさせていただきました。ただ、一つには短期間でどれだけの効果がある事業ができるのか。やはりある程度考えにストックがあればすぐこの事業という形で対応できたかというふうに思うのですが、それが不在の中で新規での政策を策定するという部分で、やはりそれについても時間がかかるのではないかとこの部分が1つ。

それともう1つは、やはり先ほども説明をさせていただきましたが、やはり今後の財政運営を考慮すれば、まずは経常経費に充てるということも一つ考えたいなというような考え方もございまして、そちらのほうを今回選択させていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 辻教育部長。

○教育部長（辻 昌秀君） バス1台減った分の利用について、同じ目的の教育的な利用というそういうような趣旨のご質問かと思っております。そういう部分につきましても、町全体の中での特定防衛施設の調整交付金ということで、全てが教育ということではないので、ここの部分は企画とも協議しながら最終的には全体的な方針になったというような経過でございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 部長の答弁と重複すると思っておりますけれども、昨年12月にこういうような状況で、この使いみちをというようなことで内部協議をしました。それで、ご質問にもありましたけれども、この交付金を有益な事業に充てるというようなことでの内部協議を持ちま

したけれども、3月までの中での短期間でこの用途を有益に使える事業があるのかどうかということと、もう少し十分考えた中で25年度事業の中で有益に持っていける方法はないのかというようなことを内部でも協議しました。今前田議員のご指摘のとおり今の経済情勢、町内の経済情勢を踏まえて、有効な手だてということも当然視野に入れた中での協議をしましたが、結果的には次年度に持っていこうというような結論を私どもも立てました。いろいろな考え方はあるのかなというふうには思いますけれども、次年度に向けての有効な考え方を持った事業に充てようというようなことの結論を出させていただきました。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。まず、今の同僚議員の方々からのお話の中で、私は今年度こういった形で特定防衛周辺整備の調整交付金が1,000万円積み立てられるということについては十分理解しました。ただ、無理に執行する先を考えるのではなく、次年度以降に慎重に精査をして有効な対策をとりたいということ、あとは既存事業の財源振りかえ等には使えないということで、今年度についてはこういう基金をつくらせて次年度以降に組み立てていく。そういう基本的な考え方については十分いいと思うのです。

バスの問題についても、私は最初から2台、だけどよく考えたらいらなかったかなということはないと思うのです。真剣に予算の組み立てをするときに、子供の部活の時間や通学の時間を計算した上でどうしても最初は2台必要だったと。ただ、今の財政状況や財政の背景を考えたときに、どこかでどうしても精査が必要だったという、どうしてもという苦しい決断の中で今回こういう結論になったというふうに私は理解しています。

ただ、今回、次年度以降に経常費にも使える、ソフト面にもということで、従前であれば主にハード面についてこういった基金は活用されていたと私は理解しています。実際にそうです。駅北口もそうですし、町内会の施設だとか本当に貴重な財源でやって、特に建設業者の方々にとっても大いに期待を続けてきた交付金だったと思うのです。ですので、経常費に充てられるという柔軟性の部分では評価しているのですけれども、これが例えば財源不足の部分の補てんするような考え方で今後活用されていくのか。それとも、今同僚議員のほうからもご質問あったとおり、町の産業活性化だとか、今項目の説明いただきましたけど、そういった戦略的な経費のような考え方を持っているのか。その点の考え方について。

○議長（山本浩平君） 大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） 今後の使い道といいますか、基金に積み立てたお金をどのように活用していくかというご質問かと思えます。これにつきましては、先ほどもちょっとご答弁申し上げたのですが、やはりここ2、3年非常に町の財政も厳しいということでございますので、この辺につきましては、やはり経常経費に充てていきたいというふうに基本的には考えてございますが、今後やはりそれ以外どうしても必要なハードが出てきた場合、そういった場合にはある程度弾力的な運用でそちらも充てていけるような形で、必ずしも今回積み立てた部分は今後も継続して経常費に必ず充てていくという限定的なものではなくて、ある程度柔軟

に対応できるような形で運用していきたいというふうに考えてございます。

◎会議時間の延長

○議長（山本浩平君）　ここであらかじめ宣告いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎議案第1号　平成24年度白老町一般会計補正予算（第9号）
の続行

○議長（山本浩平君）　ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号　平成24年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号　議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君）　日程第8、承認第1号　議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり胆振東部市町議会の懇談会が予定されております。

承認第1号　議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号　議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君）　次に、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

各常任委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願います。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は議事の都合によりこのあと明日8日から3月31日までの83日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日8日から3月31日までの83日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 5時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 西 田 ・ 子

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 吉 谷 一 孝